

諮問番号：令和3年諮問第1号

答申番号：令和3年答申第11号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当でない。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人は児童手当・特例給付受給事由消滅届（以下「本件受給事由消滅届」という。）の提出の際、処分庁の職員に対し、令和元年8月分までの児童手当が○市から支給される旨を確認したにもかかわらず、これに反し、同年7月分までの支給をもって当該児童手当の受給資格は消滅したとする本件処分がなされ、これにより同年8月分の児童手当が支給されなくなったことに不服があるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 令和元年8月14日、審査請求人は、○役所に同年7月1日を転出日とする転出届（以下「本件転出届」という。）を提出するとともに、市外転出のため同年8月14日に受給資格がなくなった旨を申告する本件受給事由消滅届を提出した。
- 2 処分庁の職員は、本件受給事由消滅届の提出を受け付ける際、審査請求人に対し、「○市から転出される児童手当・特例給付の受給者の方へ」と称する、転出に伴う転出者が手続上の理由で児童手当を継続的に受給できなくなってしまう事態を防ぐことを主たる趣旨とする文書（以下「教示文書」という。）を審査請求人に手交した。
当該手交された教示文書には、印刷された文字として「転出予定日（転出日）の翌日から15日以内に転入先で児童手当の申請をしてください」等とあり、及び「○市では、8月分（「8」の文字は手書き）まで支給します」とあった。
- 3 審査請求人は、その翌日の令和元年8月15日、○市に同年7月1日を転入日とする転入届を提出した（○市長の発行する住民票の写しによる。）。
- 4 処分庁は、その後、本件受給事由消滅届に伴う事務処理のため、審査請求人の住民基本台帳の移動情報を調査したところ、審査請求人が令和元年7月1日に市外へ転出したことが認められたことから、当該事項を事実認定の上、本件受給事由消滅届中「受給資格がなくなった年月日」として当初審査請求人が記入していた「令和元年8月14

日」の部分「令和元年7月1日」と職権で訂正した。この際、審査請求人への確認は行われなかった。

- 5 令和元年9月18日、処分庁は、審査請求人に対し、児童手当の支給事由消滅年月を令和元年7月とし、その消滅の理由を「市外転出のため 転出予定日令和元年7月1日」とする本件処分を行い、これを通知した。
- 6 令和元年12月17日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件受給事由消滅届の提出の際、処分庁の職員に対し、〇市からの転出日が令和元年7月1日である場合においても同年8月分までの児童手当が〇市から支給される旨を確認し、かつ、そのことが明記された教示文書の交付も具体的に受けた。

しかし、これに反し、7月分までの支給をもって当該児童手当の受給資格は消滅したとする本件処分が処分庁においてなされ、同年8月分の児童手当が支給されなくなったことに不服があるとし、同月分の児童手当の支給の再考を求める趣旨から、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 処分庁の主張

- (1) 児童手当の支給は、法第8条第2項において「児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる」と規定されている。また、「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（平成24年3月31日雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」第2の3（5）においては、「法第8条第2項等の『児童手当を支給すべき事由が消滅した』とは、（略）他の市町村の区域内に住所を変更した場合（略）も含まれる」との取扱いが示されている。
- (2) 審査請求人は、令和元年8月14日に市外転出を理由とする本件受給事由消滅届を処分庁に提出した。処分庁は、受給年月日を確認するために住民基本台帳の移動情報を調査したところ、審査請求人が同年7月1日に〇市外へ転出していることが判明したため、(1)による国の通知の取扱いに従い、同年7月を消滅年月とする本件処分を行った。
- (3) 以上のことから、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

第5 法令の規定等について

1 法の規定等について

- (1) 法第7条第1項は、児童手当の支給要件に該当する者（以下「一般受給者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときについて、「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（中略）の認定を受けなければならない。」と規定している。この「住所地」に関し、「五訂 児童手当法の解説（平成25年5月10日中央法規出

版株式会社刊)」（以下「逐条解説」という。）では、「住民の住所に関する記録を正確かつ統一的に行う目的から、住民基本台帳法が制定されており、事務上の便宜、二重請求の防止等を考慮して、法人の未成年後見人の場合を除き、同法に基づく住民基本台帳の記録により、住所地を把握することを建前としている。」と記載され、その実務の取扱いの考え方が述べられている。

- (2) 児童手当の受給資格及び額の認定を受けた者が、他の市町村の区域内に住所を異動した場合の取扱いについては、法第7条第3項において「その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とする。」と規定し、つまり、当該異動後の期間の児童手当の支給については、改めて異動後の住所地の市町村長から受給資格及び児童手当の額の認定を受けなければならないとされている。この点は、逐条解説においても「他の市町村に住所又は施設等の所在地を変更した場合には、新住所地又は新住所地の市町村長の認定が必要なのであって、旧住所地又は旧所在地で受けた認定の効力は、住所の変更又は所在地の変更によって失われる」旨が記載されており、その解釈については明らかである。
- (3) 法第8条第2項は、児童手当の支給期間について、受給資格者が「認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と規定している。また、同条第3項は、「受給資格者が住所を変更した場合（中略）において、住所を変更した後（中略）十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日（中略）の属する月の翌月から始める。」と規定している。

2 住民基本台帳法の規定について

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条は、市町村の区域外へ住所を移すことをいう転出について、「転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。」と事前の届出義務を規定している。なお、転出前の届出がなされない場合に届出義務が免じられるわけではないので、この場合には、転出後に届け出る必要がある。
- (2) 住民基本台帳法第3条第3項は、こうした届出事項について、「住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない（以下略）」と規定し、住民に対し一般的な努力義務を課している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

審査請求人が提出した転出届の「転出日」には令和元年7月1日と記載されており、法第8条第2項の規定により、審査請求人は、同日で児童手当の受給資格が消滅していることから、本件処分は法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和3年1月20日 審査庁が審査会に諮問

令和3年2月5日 第1回調査審議（第1部会）

令和3年3月10日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和3年4月13日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和3年5月11日 第4回調査審議（ 〃 ）

令和3年6月8日 第5回調査審議（ 〃 ）

令和3年7月13日 第6回調査審議（ 〃 ）

令和3年7月15日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 争点について

(1) 第3に述べる転出・転入に関する事実関係からは、本件転出届及び本件受給事由消滅届を提出した日である令和元年8月14日以前に、審査請求人が〇市を転出した事実には争いがなく、よって、同日までに、審査請求人が、当該転出事実に起因して児童手当の受給資格を失ったことは明白である。

(2) 一方、児童手当の受給資格を失った日であるところの審査請求人の転出日に関しては、次のとおり不明確な部分がある。

すなわち、審査請求人は、本件転出届に同年7月1日を「転出日」と記載しながら、本件受給事由消滅届には同年8月14日を「市外転出を理由に受給資格がなくなった日」として申告したのであるが、当該受給資格の消滅要件は、本件に関しては当該市外転出の事実にはほかならない（第5の1の(2)）から、本件受給事由消滅届の「受給資格がなくなった日」欄には、法の適用上「転出日」が書かれるはずである。

ところが、本件受給事由消滅届には、同日に提出された転出届に記載された「転出日」と異なる日が記載されているのであるから、審査請求人には、これらの届出に関する意思表示に何らかの瑕疵が生じていたものと考えられる。

(3) その上で、(1)の事実は明白であるから、本件の争点は、本件処分の基礎をなす

事実である転出日（受給資格消滅日）に関し、処分庁の事実認定及びその審査手続について、少なくとも、審査請求に理由があるとするに足りるような合理性を欠く部分がなかったかどうかを尽きるので、これを2以下において検討する。

2 転出等に係る経過及び認定事実について

(1) 審査請求人は、住民基本台帳法に基づく転出に係る手続の経過に関し、審査請求書において、「7月1日に引っ越しを始めました。7月は出張の仕事が忙しく来庁が困難でしたので（中略）8月14日に転出入の手続きを行いました。届けの提出日が引っ越しを行った日と異なっていましたので、市民課の職員に相談したところ、仕事の為と書けば良いから7月1日と書くようにと伝えられたので、転出届に書き、提出しました。」と記載している。

法の適用上、児童手当の受給資格は、「児童手当を支給すべき事由が消滅した日」、すなわち「転出日」の属する月で終わるため、7月1日を転出日とするときには、同日の属する7月分までの児童手当をもって受給権が消滅する。さらに、本件転出届のように、転出日と届出日が「月またぎ」の関係となり、かつ、届出日時点で、転出日の翌日から15日以内の転入ができない時期に既に至っている場合は、第5の1の(2)及び(3)に述べるとおり、その後の手続をどんなに速やかに講じたとしても、児童手当を切れ目なく受給することはできないものとなるが、本件はこのケースに該当している。

(2) このことに関する審査請求人及び処分庁の主張の要旨については、次のとおりである。

ア 審査請求人の主張

本件転出届に転出日が7月1日と記載されていることで、令和元年8月分の児童手当が支給されなくなるかどうかを処分庁の職員に確認した上で、同月分までの児童手当が〇市から支給されることの説明及びその旨が記載された教示文書の交付を受けた。

イ 処分庁の主張

本件転出届に記載された転出日が7月1日であったことに照らせば、令和元年8月分まで児童手当を支給するとした説明及び教示文書の内容は誤りであったことは事実であるが、担当職員が7月1日転出と知った上で対応したものであったかどうかについては、担当職員への調査を行ったが、『記憶には残っていない』とのことであり、その上で、一般的な職務対応として、『7月1日転出と聞いていれば、受付票等に資格喪失日や転出予定日を8月14日と記載することはないと思う』というものであった。

(3) 認定事実

第3並びに(1)及び(2)によれば、少なくとも、次の事実を認めることができる。

ア 審査請求人は、本件転出届及び本件受給事由消滅届の提出を行った令和元年8月14日、児童手当を切れ目なく受給する意思をもってこれらの手続をなしたこと。

イ その際、処分庁においても、児童手当を切れ目なく受給することができるようにするための手続を案内する趣旨の教示文書を審査請求人に交付したことから、これが一般的な事務処理であったとしても、手書きで記載事項を補っていること

も踏まえると、審査請求人の当該意思を認識していたとみられること。

ウ そうした中で、本件転出届に転出日として記載された日が令和元年7月1日とされていたことについては、審査請求人にとっては、当該日を転出日とした時点で、児童手当を切れ目なく受給することが不可能であるとの法適用に関する正確な認識を、その帰責の所在や程度のいかんはともかく、持っていなかったとみられること。

処分庁にあっても、審査請求人とのやり取り、又はその他の何らかの原因により、本件の転出日が同年8月14日であることを前提にしたような対応を行い、その結果、審査請求人に生じた当該事情についての正確な認識ができていなかったとみられること。

3 検討

(1) 本件の争点は、本件処分の基礎をなす事実である転出日（受給資格消滅日）に関し、処分庁の事実認定及びその審査手続について、少なくとも、審査請求に理由があるとするに足りるような合理性を欠く部分がなかったかどうかである。

(2) 1の(2)に述べるとおり、審査請求人は、令和元年8月14日、転出日の届出上の記入欄に関し、本件転出届にあつては同年7月1日と、本件受給事由消滅届にあつては同年8月14日と記載していたことは、処分庁の担当者の誤った教示に起因するかどうかまでは必ずしも明らかではないものの、これらの届出に関する意思表示に何らかの瑕疵が生じていたものと考えられる。

これに対し、処分庁は、第3の4に述べるとおり、住民基本台帳に記載された移動情報（つまり、本件転出届に記載された転出日が記載された情報）を「正しい」転出日として取り扱い、本件受給事由消滅届に記載された「8月14日」を「7月1日」と職権で訂正したが、この際、審査請求人への確認は行わなかった。

(3) この点、第5の1の(1)のとおり、処分庁が住民基本台帳の記録により住所地を把握することが事務処理の建前（前提）であるとしても、逐条解説もこれを「事務上の便宜」としており、本件のように、受給事由消滅届を転出届とは別に提出させ、転出日（受給資格消滅日）を別途確認することとしている場合において、それぞれ届け出られた転出日につき(2)のような齟齬を来しているときは、一方を真実とし、一方を真実でないとい概に決め付けるべきではなく、及び住民基本台帳の移動情報を（その影響の程度に鑑み、容易にはできないとしても）職権訂正する手段がないわけではないことにも鑑みると、少なくとも、その真意を審査請求人に確認すべきであったといえる。

特に、本件においては、処分庁としても、2に述べるとおり、児童手当を切れ目なく受給したいとする審査請求人の意思を認識していたと認められることも踏まえると、当該確認を行わないままに、本件受給事由消滅届に記載された「8月14日」を「7月1日」と職権で訂正したことは、このことが、本件処分の基礎をなす事実の内容を左右する以上、本件審査手続の過程に処分庁の合理性を欠く重大な瑕疵があったといわざるを得ず、処分庁は、改めて審査手続を行い、転出日を再認定の上、適切な処分を行うことが合理的かつ必要と認められる。

(4) まとめ

以上のとおり、本件処分には、その審査手続の過程に、処分庁の合理性を欠く重大な瑕疵が認められるのであるから、当該瑕疵ある審査手続に基づいてなされた本件処分も違法又は不当といえ、本件処分は法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われているとする審査庁の判断は、妥当でない。

4 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳